本日、研究会に出席できず、誠に申し訳ありません。資料は拝見したうえでの意見を申し上げます。

バス事業について

事業の内容として、公営で行うか、民営で行うかで、決定的な差がないというところが大きな 特徴です。また鉄道のように、地域独占でもありません。そうなると公営で行う範囲は、限定的 であるといわざるを得ません。

官民の人件費の違いが、公営企業への繰出しの増加につながっている場合には、公務労働の現業職の人件費のあり方を見直すか、民間譲渡などへの転換を図ることが必要だといえます。その反面で、他の公共サービスとの関係で公営バス事業が必要となるケースや、民間が受けきれないほど採算ベースに乗らない路線等については、税等を投入してでも事業を継続することはあり得ます。その際、過疎対策事業債を財源とする出資等による財政負担の手法はあり得ます。また、その場合に、バス事業のかたちを継続するかどうかは判断の余地があります。

経営指標等による分析を行う場合、公共交通機関によって移動手段を確保するうえで、ふさわ しい事業形態を判断する一助となるように、分析のシナリオを明らかにしていくことが重要だと いえます。

観光施設について

観光施設については、観光産業を育てていくインキュベーターのようなものとして公営企業で行うことはあるにしても、民間譲渡ができるものは段階を踏んで譲渡することが原則的に望ましいといえます。また、採算性が低く、民間譲渡になじまないものは、廃止または社会教育施設等として一般会計事業として実施することになると思います。

2016年9月5日 関西学院大学 小西砂千夫